【申請必要書類】

|  |  |
| --- | --- |
| 必 要 な 書 類 | お気を付けいただきたいこと |
| １ | 養育医療給付申請書 | ご家族が記入します。「申請者」は保護者名を記入します。「保険者」には、国保の方は市町村名を記入します。健保の方は健保組合名を記入します。個人番号（マイナンバー）を記入します。赤ちゃんの個人番号は、発番されてからの記入となります。 |
| ２ | 養育医療意見書 | 病院の主治医に記入してもらいます。　入院中に提出できるよう作成を依頼してください。 |
| ３ | 世 帯 調 書 | 生計を一にする家族全員について記入してください。赤ちゃんも含めてご記入ください。 |
| ４ | 住所及び世帯を証する書類 | 住民票謄本注）10同意書を記入いただくことで、必要な内容を健康づくり推進課で確認することができます。 |
| ５ | 課税証明書類 | 市民税課税証明書・非課税証明書※申請時点で証明可能な最新のもの、世帯全員分が必要です。注）10同意書を記入いただくことで、必要な内容を健康づくり推進課で確認することができます。※１月１日時点での住所が坂東市でない方は、前住所地での課税状況を確認する必要があります。個人番号を利用し、前住所地への照会が可能ですが、別途個人番号利用に関する「同意書」が必要です。 |
| ６ | 赤ちゃんの健康保険証 | 保険者が発行する保険手続き中の証明書でも代用できます。 |
| ７ | 印　　鑑 | 記載事項の訂正が必要となったときに使います。 |
| ８ | 医療福祉費受給者証（マル福）または、すこやか医療費受給者証 | **マル福**か**すこやか医療**どちらに該当するか確認します。 |
| ９ | 委任状 | 健康づくり推進課と保健年金課（マル福担当課）間の手続きのため、提出をお願いします。 |
| 10 | 同意書 | 住民であることの確認や市民税の課税（非課税）状況などを確認するためのものです。（４、５の提出を省略できます） |

【養育医療のご案内】

養育医療とは身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。医療費は、世帯の所得税額に応じた医療費の自己負担金があります。

（ただし、マル福制度、すこやか医療費制度により助成されるため、実際の自己負担額は、マル福相当額となります。）

対象となる方　医師が入院療養を必要と認めた次のいずれかの症状のある方が対象です

①生まれた時の体重が２，０００ｇ以下

②生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温３４℃以下、チアノーゼ、生後２４時間以上

排便なし、黄疸等の症状がある場合

給付の内容　指定の医療機関における次の医療となります

診察

　　薬または治療材料

　　医学的処置、手術及びその他の治療

　　病院または診療所への入院

　　移送（特定の場合に限る）

医療費の支払いについて

養育医療にかかる自己負担金は、後日、市町村より請求させていただきます。

その他

◎入院時のオムツ代、ねまき代、差額ベッド代等は対象外です（病院に直接お支払いしてください）

◎必ず、赤ちゃんが入院中に申請を行ってください。

＜申請事務の流れ＞

**入院中（指定の医療機関）**

**入**

**院**

　申請　　　　　約２週間

　　【書類の審査】

審査結果，養育医療券が扶養義務者の方に郵送されます

　　　　　　　　　　　　　約２～３か月

お支払額が決定しましたら、通知にてご連絡いたします。健康づくり推進課へすみやかにお支払いお願いいたします。

**退　院**

**入**

**院**